

	指摘事項	対応措置
財務部		
	令和4年度軽自動車税種別割納税通知書等封入封緘業務及び令和5年度確定申告支援システム保守業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	履行実績により契約保証金を免除する場合における「過去2か年の間」について、契約締結日から過去2年以内であるべきものを、過去2年度以内と誤っていたものです。 今後、履行実績により契約保証金を免除する場合は、過去2年以内に契約を締結した者であるかなど、契約規則に基づく免除理由に該当するかを決裁過程において十分に確認します。
	令和4年度の郵便切手について、受払簿による管理が適正に行われていなかった。	令和4年9月21日に購入した郵便切手について、受払簿への記入を忘れていたものです。 郵便切手を購入する物品調達の決裁過程において、受払簿に受入れ枚数が記入されていることを十分に確認しています。
	令和5年度に送金された現金の取扱いについて、当市とは関係のない現金であるため送金者に返金したが、返金した事実を証する書面を受領していなかった。	現金及び金券整理簿に返還した事実を証する書類を添付し、処理てん末を記載します。
	令和5年度公金収納情報処理業務について、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていなかった。	担当者が過去2年間の契約締結年月日の確認も含め、業務委託契約事務マニュアルを十分確認するとともに、決裁過程において確実にチェックを行うなど適正に処理します。
	令和4年度軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。	担当者が弘前市事務専決代決規程の専決事項を確認するとともに、決裁過程においてチェックを確実にし適正な事務処理を行います。
	「徴収事務専用市長印」の押印について、弘前市公印規則に定める使用区分に該当しない用途に使用しているものがあつた。	使用目的が弘前市公印規則に定める使用区分に該当するものかどうかを、公印の保管責任者及び公印保管取扱者が確認し、徴収事務以外に使用しないよう適正に処理します。